



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目 1 番地  
毎週火、金曜日発行

## 目 次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 条例

- \*62 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)..... 3
- \*63 和歌山県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例 (環境生活総務課)..... 3
- \*64 和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 (長寿社会課)..... 4
- \*65 和歌山県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 ( " )..... 4
- \*66 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (医務課)..... 5
- \*67 南紀白浜空港条例の一部を改正する条例 (港湾空港振興課)..... 5
- \*68 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (教育委員会)..... 5
- \*69 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 ( " )..... 6
- \*70 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 (建築住宅課)..... 7

### 公布された条例のあらまし

#### ◇ 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

##### 1 条例概要

職員の給与について、災害応急対策、災害復旧その他これらに関連する業務に係る事務の処理のため、地方自治法に基づき派遣され、又は他の職員の職を兼ねることに伴う住居の移転の直前に居住していた住宅を引き続き借り受けている職員を住居手当の支給の対象とするとともに、規定の整備を行いました。(第 14 条の 5、附則第 7 項及び第 17 項～第 19 項関係)

##### 2 施行期日

公布の日から施行し、改正後の職員の給与に関する条例の規定は、平成 28 年 9 月 1 日から適用します。

#### ◇ 和歌山県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例

##### 1 条例概要

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備等を行いました。(第 1 条、第 2 条、第 10 条及び第 27 条関係)

##### 2 施行期日

公布の日から施行します。

#### ◇ 和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

##### 1 条例概要

指定特定施設の介護居室の定員を地域の実情等を踏まえ知事が必要と認める場合は 4 人以下とすることができるものとするとともに、所要の改正を行いました。(第 1 条及び第 3 条関係)

##### 2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

1 条例概要

指定介護予防特定施設の介護居室の定員を地域の実情等を踏まえ知事が必要と認める場合は 4 人以下とすることができるものとするとともに、所要の改正を行いました。(第 1 条及び第 3 条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

医療法の一部改正に伴い、所要の改正を行いました。(第 2 条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 南紀白浜空港条例の一部を改正する条例

1 条例概要

空港管理規則の一部改正に伴い、所要の改正を行いました。(第 10 条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

教育職員の給与について、災害応急対策、災害復旧その他これらに関連する業務に係る事務の処理のため、地方自治法に基づき派遣され、又は他の職員の職を兼ねることに伴う住居の移転の直前に居住していた住宅を引き続き借り受けている職員を住居手当の支給の対象とするとともに、規定の整備を行いました。(第 14 条の 4 及び附則第 12 項関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

市町村立学校職員の給与について、災害応急対策、災害復旧その他これらに関連する業務に係る事務の処理のため、地方自治法に基づき派遣され、又は他の職員の職を兼ねることに伴う住居の移転の直前に居住していた住宅を引き続き借り受けている職員を住居手当の支給の対象とするとともに、規定の整備を行いました。(第 16 条の 4 及び附則第 11 項関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

1 条例概要

建築基準法の一部改正に伴い、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合又は建築面積に関する特例の許可の申請に対する審査に係る手数料の額を定めるほか、規定の整備を行いました。(別表第 3 第 13 項関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

## 条 例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 10 月 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県条例第62号**

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第14条の5第1項第1号中「次号」を「以下この項」に改め、「以下」の次に「この項及び次項第1号において」を加え、同項第2号中「職員住宅」の次に「、次号及び第4号に規定する住居の移転の直前に居住していた住宅」を加え、同項に次の2号を加える。

- (3) 災害応急対策、災害復旧その他これらに関連する業務に係る事務の処理のため地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項の規定による派遣をされている職員で、当該派遣に伴う住居の移転の直前に居住していた住宅（職員の居住の用に供するための職員住宅、次号に規定する住居の移転の直前に居住していた住宅その他人事委員会規則で定める住宅を除く。）を引き続き借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているもの
- (4) 災害応急対策、災害復旧その他これらに関連する業務に係る事務の処理のため他の職員の職を兼ねている職員で、当該職を兼ねることに伴う住居の移転の直前に居住していた住宅（職員の居住の用に供するための職員住宅その他人事委員会規則で定める住宅を除く。）を引き続き借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているもの

第14条の5第2項中「第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号に掲げる額及び第2号」を「次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当するときは、当該2以上の号」に改め、同項に次の2号を加える。

- (3) 前項第3号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額
- (4) 前項第4号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額

附則第7項中「（昭和22年法律第67号）」を削る。

附則第17項から第19項までを削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の給与に関する条例の規定は、平成28年9月1日から適用する。

和歌山県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 10 月 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県条例第63号**

和歌山県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例

和歌山県地球温暖化対策条例（平成19年和歌山県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「すべて」を「全て」に、「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第2条第5号中「第24条第1項」を「第38条第1項」に改める。

第10条（見出しを含む。）中「進捗<sup>ちよく</sup>状況」を「進捗状況」に改める。

第27条第2項中「第23条第1項」を「第37条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 10 月 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 和歌山県条例第64号

和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年和歌山県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第70条第2項第1号」の次に「（法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）」を加える。

第3条第1項中「第70条第3項」の次に「（法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第2項中「以下」の次に「この項において」を、「ユニット型指定短期入所療養介護を提供した日から5年間」との次に「、省令第177条第4項第1号イただし書中「利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人」とあるのは、「地域の実情等を踏まえ知事が必要と認める場合は、4人以下」と」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

和歌山県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 10 月 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 和歌山県条例第65号

和歌山県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

和歌山県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年和歌山県条例第66号）の一部

を次のように改正する。

第 1 条中「第 115 条の 2 第 2 項第 1 号」の次に「(法第 115 条の 11 において読み替えて準用する法第 70 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。)」を加える。

第 3 条第 1 項中「第 115 条の 2 第 3 項」の次に「(法第 115 条の 11 において読み替えて準用する法第 70 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第 2 項中「以下」の次に「この項において」を、「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供した日から 5 年間」との次に「、省令第 233 条第 4 項第 1 号イただし書中「利用者の処遇上必要と認められる場合は、2 人」とあるのは、「地域の実情等を踏まえ知事が必要と認める場合は、4 人以下」と」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 10 月 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 和歌山県条例第 66 号

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県の事務処理の特例に関する条例（平成 11 年和歌山県条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表 14 の項(5)中「第 46 条の 2 第 1 項ただし書、第 46 条の 3 第 1 項ただし書、第 46 条の 4 第 6 項、第 47 条第 1 項ただし書、第 50 条第 1 項、第 55 条第 6 項及び第 57 条第 5 項」を「第 46 条の 5 第 1 項ただし書及び第 6 項ただし書、第 46 条の 6 第 1 項ただし書、第 54 条の 9 第 3 項、第 55 条第 6 項、第 58 条の 2 第 4 項（第 59 条の 2 において準用する場合を含む。）並びに第 60 条の 3 第 4 項（第 61 条の 3 において準用する場合を含む。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

南紀白浜空港条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 10 月 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 和歌山県条例第 67 号

南紀白浜空港条例の一部を改正する条例

南紀白浜空港条例（昭和 43 年和歌山県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 4 号を削り、同条第 5 号を同条第 4 号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 10 月 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県条例第68号**

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第14条の4第1項第1号中「次号」を「以下この項」に改め、「以下」の次に「この項及び次項第1号において」を加え、同項第2号中「職員住宅」の次に「、次号及び第4号に規定する住居の移転の直前に居住していた住宅」を加え、同項に次の2号を加える。

(3) 災害応急対策、災害復旧その他これらに関連する業務に係る事務の処理のため地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項の規定による派遣をされている職員で、当該派遣に伴う住居の移転の直前に居住していた住宅（職員の居住の用に供するための職員住宅、次号に規定する住居の移転の直前に居住していた住宅その他人事委員会規則で定める住宅を除く。）を引き続き借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているもの

(4) 災害応急対策、災害復旧その他これらに関連する業務に係る事務の処理のため他の職員の職を兼ねている職員で、当該職を兼ねることに伴う住居の移転の直前に居住していた住宅（職員の居住の用に供するための職員住宅その他人事委員会規則で定める住宅を除く。）を引き続き借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているもの

第14条の4第2項中「第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号に掲げる額及び第2号」を「次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当するときは、当該2以上の号」に改め、同項に次の2号を加える。

(3) 前項第3号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額

(4) 前項第4号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額

附則第12項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 10 月 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県条例第69号**

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第16条の4第1項第1号中「次号」を「以下この項」に改め、「以下」の次に「この項及び次号第1号において」を加え、同項第2号中「職員住宅」の次に「、次号及び第4号に規定する住居の移転の直前に居住していた住宅」を加え、同項に次の2号を加える。

(3) 災害応急対策、災害復旧その他これらに関連する業務に係る事務の処理のため地方自治法（昭和22

年法律第67号) 第252条の17第1項の規定による派遣をされている職員で、当該派遣に伴う住居の移転の直前に居住していた住宅(職員の居住の用に供するための職員住宅、次号に規定する住居の移転の直前に居住していた住宅その他教育委員会規則で定める住宅を除く。)を引き続き借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているもの

- (4) 災害応急対策、災害復旧その他これらに関連する業務に係る事務の処理のため他の職員の職を兼ねている職員で、当該職を兼ねることに伴う住居の移転の直前に居住していた住宅(職員の居住の用に供するための職員住宅その他教育委員会規則で定める住宅を除く。)を引き続き借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているもの

第16条の4第2項中「第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号に掲げる額及び第2号」を「次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当するときは、当該2以上の号」に改め、同項に次の2号を加える。

- (3) 前項第3号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額  
(4) 前項第4号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額

附則第11項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 10 月 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

### 和歌山県条例第70号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表第3第13項第8号ア(ア)中「そ」を「た」に改め、同号よを同号らとし、同号すからゆまでを同号せからよまでとし、同号し中「。し」を「。す」に改め、同号しを同号すとし、同号さ中「さ」を「し」に改め、同号さを同号しとし、同号こ中「こ」を「さ」に改め、同号こを同号さとし、同号け中「け」を「こ」とし、同号けを同号ことし、同号くを同号けとし、同号き中「。き」を「。く」に改め、同号きを同号くとし、同号ムからかまでを同号メからきまでとし、同号ミ中「第60条の3第1項ただし書」を「第60条の3第2項ただし書」に改め、同号ミを同号ムとし、同号マの次に次のように加える。

ミ 法第60条の3第1項第3号の規定に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合又は建築面積に関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき 160,000円

別表第3第13項第8号備考4中「、と」を「、な」に、「、な」を「、に」に、「、に」を「、ぬ」に改め、同号備考5中「ぬ」を「ね」に、「ね」を「の」に、「、の」を「、は」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。